第139回

杉並区都市計画審議会議事録

平成18年(2006年)8月29日(金)

議 事 録

	会議名	第139回杉並区都市計画審議会
日時		平成18(2006)年8月29日(金)午前9時30分から12時
出	委 員	(学識経験者) 黒川・村上・***・石川・井上 (区民) 田木・徳田・武井・中村・大村・野口・*** (区議会議員) 岩田・くすやま・小川・横山・渡辺・斉藤・今井 関系が機則 古家・森下
席者	説明員 (区)	(政策経営部) **** 「危機管理室) 防災課長 (区民生活部) ***** ****** 都市整備部長、土木担当部長、 まちづくり担当部長、都市計画課長 調整担当課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長 土木管理課長、道路区域整備担当課長、 建設課長、交通対策課長、みどり公園課長、 杉並土木事務所長 「環境清掃部」 環境清掃部長 環境課長
	説明員 (国・都)	東京都都市整備局外かく環状道路担当参事 東京都都市整備局外かく環状道路担当課長 国土交通省東京外かく環状道路調査事務所調査課長 国土交通省東京外かく環状道路調査事務所計画課長
傍	申請	4 6名
聴	結果	4 6名
Ē	配布資料	1. 東京外かく環状道路について◎東京外かく環状道路について資料1 東京外かく環状道路について参考資料 「住民等の意見への都市計画決定権者の見解」

配布資料	2. 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について ◎阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について(報告) 資料 1 緑化の基本的な考え方 資料 2 想定避難有効面積の概算算定(事業者による試算)
議事日程	 審議会成立の報告 開会宣言 署名委員の指名 傍聴申出の確認 議題の宣言 議事 報告 東京外かく環状道路について 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について 事務局からの連絡 閉会の辞

発言者名 発言 内容

都市計画課長 おはようございます。定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、2名の委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。まだお見えになっていない委員の方がいらっしゃいますが、都市計画審議会全21名のうち17名の委員が現在出席してございますので、第139回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

それでは、会長、開催の宣言をお願い申し上げます。

会 長 それでは、ただいまから第139回杉並区都市計画審議会を開催いたします。 本日の会議録署名委員としては、くすやま委員にお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いします。

それでは最初に、本日の傍聴の申し出はどうなっていますか。

都市計画課長 本日、○○さんほか26名の方から傍聴の申し出がございましたことをご報告いたします。

会 長 では、申し出がありましたが、公開でございますので、非公開の事由はない と思いますので、傍聴を許してもよろしゅうございますか。

(異議なし)

会長それから、ほかにはテープの録音等があるのでしょうか。

都市計画課長 また、本日傍聴人の〇〇さんから、会議をテープ録音したい旨の許可願が出 されております。

会 長 ただいま事務局から報告のありました、傍聴人からのテープの録音について は、これを許可したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、許可するものといたします。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

都市計画課長 本日の議題は、報告事項が2件で、審議案件はございません。

アといたしまして、「東京外かく環状道路について」です。次のイが「阿佐ヶ 谷住宅の建替え計画について」です。

本日の議題にかかわる資料につきましては、お手元の配付資料一覧でご確認 をお願いしたいと存じます。

なお、外環の資料は追加で机の上に用意してございます。

なお、本日は、東京外かく環状道路につきましては、杉並区都市計画審議会 運営規則第7条に基づきまして、東京都及び国土交通省の職員をお呼びしてお りますので、ご紹介をさせていただきます。

東京都都市整備局外かく環状道路担当参事の山口さんです。

同じく外かく環状道路担当課長の山下さんです。

国土交通省東京外かく環状道路調査事務所調査課長の石井さんです。

同じく計画課長の猪俣さんです。

ほかに説明の補助として担当職員5名が出席しております。

ここで、東京都都市整備局の外かく環状道路担当参事より一言ごあいさつを申し上げます。

東京都外かく環状道路担当参事おはようございます。

黒川会長を初め各委員の皆様には、日ごろから東京都のさまざまな施策に対し、ご指導、ご鞭撻を賜りまして、大変ありがとうございます。

また、区の当局の皆様には、本日、このような機会を設けていただき、深く 感謝申し上げます。

本日、説明させていただきます東京外かく環状道路、いわゆる外環の整備は、首都圏の交通混雑の緩和、環境の改善、さらには都市の再生に不可欠と考えております。この外環を高架方式から大深度地下を活用した地下方式への変更に

発言者名 発 言 内 容

つきまして、本日、計画の内容、環境アセスメントなど、詳細について後ほど 担当課長のほうから説明させていただきますけれども、各委員の皆様方にはご 賢察を賜りますようお願い申し上げます。

都市計画課長 続きまして、石井課長のほうからごあいさつをお願いいたします。

国土交通省外かく環状道路調査事務所調査課長 ご紹介いただきました東京外かく環状道路調査 事務所調査課長をしております石井です。本日は、国のほうといたしましては 事業予定者ということになっておりますので、東京都とあわせまして同席させ ていただいて、主には環境影響評価に関して協力を行うという立場になってお りますので、補足等をさせていただければと思っております。本日はどうぞよ ろしくお願いいたします。

会 長 それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、東京外かく環状道路についての説明をよろしくお願いします。

調整担当課長
それでは、私から、東京外かく環状道路について報告させていただきます。

外環の都市計画の変更手続きに東京都が入ったことを前回報告いたしましたが、外環につきましては都道府県の都市計画となりますので、都市計画法に基づき、関係区市がこれについて意見を表明することとなります。このため、今後、杉並区は杉並区都市計画審議会に外環の都市計画変更案について諮問して答申をいただき、審議会の意見を踏まえまして区長意見を取りまとめ、東京都へ送付することとなります。都市計画審議会に諮問する時期については未定ですが、本日は外環の都市計画変更案及び環境影響評価準備書の内容を中心に報告させていただきます。資料に沿ってご説明いたします。

資料の下にページが振っています。こちらの資料になります。

1ページ目は今お話ししましたように、今後、外環の都市計画案を諮問する という趣旨を記載しております。

2ページ目をごらんになっていただきたいと思います。1の外環の都市計画 案と環境影響評価準備書の概要です。外環の都市計画原案作成者であり、都市 計画決定権者である東京都と事業予定者である国の方々が都市計画変更案、並 びに環境影響評価準備書の内容について後ほど説明していただきます。

なお、この説明はスライドを使いまして、おおよそ30分程度の時間がかかりますので、よろしくお願いいたします。

今回、諮問する予定の外環の都市計画変更案には、地上部街路である外環ノ

2は含まれておりません。あくまで高架であった自動車専用道路部分が地下に変更され、地上部の外環/2は現在の都市計画のまま残っているということです。

参考に4ページをごらんになっていただきたいと思います。4-3に図が載っておりますけれども、外環/2がここに示されております。地上部というような表示がされております。

次に、2ページの2をごらんになっていただきたいと思います。東京外かく 環状道路に対するこれまでの区に対する考え方でございます。記載のとおりで す。

3の今後の予定ですが、環境影響評価準備書につきましては、区長意見を10月10日までに求められているところから、現在、環境清掃審議会に諮問しているところです。都市計画変更案に対する区長意見の提出期限は現在のところは未定です。

最後ですが、参考として3ページに都市計画(案)の内容を載せております。 また、5ページに環境影響評価準備書への住民の方々からの主な意見と、それ に対する都の見解をつけております。ごらんいただきたいと思います。私から の説明は以上です。

それでは、東京都から都市計画案と環境影響評価準備書の説明に入りますので、よろしくお願いいたします。

東京都外かく環状道路担当課長 それではこれから、都市計画道路外かく環状線、都市計画案及 び環境影響評価準備書の概要につきまして、約30分程度説明させていただき ます。

スライドを用いますので、できましたらごらんいただけるような場所にご移動をお願いいたします。

初めに、今回の都市計画案のポイントを3点述べさせていただきます。

1点目は、自動車専用道路である外環について、昭和41年に決定した計画では高架構造としておりますが、それを大深度地下トンネル構造に変更いたします。これにより、杉並区域における外環はすべて地下41mより深い大深度地下トンネルとなります。

2点目は、高速道路の外環とともに都市計画決定されておりますいわゆる地 上部街路、外環ノ2の取り扱いですが、今回の都市計画案には含まれておりま せん。高速道路の外環を地下化しても、地上部に外環ノ2の計画が残るため、 今後、この街路の取り扱いについて、皆様のご意見を聞きながら、具体的な検 討を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、青梅街道から外環に出入りする青梅街道インターチェンジを練馬 区域内に設置いたします。このインターチェンジは、関越道方面への出入りの みが可能な構造となっております。

次に、本日説明する内容及び順番を説明いたします。最初に、広域的な観点から外環の必要性及び整備効果、次に、今回の都市計画案の概要、最後に、環境影響評価準備書の概要を順次説明させていただきます。

それでは、外環の必要性及び整備効果につきまして説明いたします。

画面には、首都圏の高速道路ネットワークを映しております。画面中央の赤い破線で示した区間が今回対象の外環でございます。ごらんいただきますとおわかりのように、都心から放射方向に延びる高速道路は、東名高速や中央自動車道、関越自動車道など約9割が整備済みでございます。

それにひきかえ、環状方向の高速道路は首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道、中央環状線について、画面上、点線で示されておりますように、いまだ整備がおくれており、現状では約2割しか整備されておりません。都内の交通渋滞を解消し、首都圏の活性化を図るためには、バランスのとれた高速道路ネットワークを形成する必要がございます。そのためには、これら首都圏の3環状道路の整備が不可欠です。

ここで、首都圏の自動車交通問題について少しおさらいをさせていただきます。現在、首都圏では、幹線道路の慢性的な渋滞、また、その渋滞によって引き起こされる大気環境の悪化、生活道路で多く発生する事故など問題になっております。また、幹線道路網の整備が十分でないため、災害時に一部の道路がふさがれた際のバイパス路が十分とは言えず、災害に対して脆弱であることも問題点として挙げられます。

交通渋滞につきましては、特に環状7号線や環状8号線といった幹線道路の 渋滞が深刻であり、23区内の混雑時の走行速度は時速17.5kmと、全国平 均35kmの半分程度であります。また、幹線道路の渋滞を避け、生活道路に 多くの通り抜け自動車が進入しています。このような抜け道となっている生活 道路で交通事故の発生が多くなっております。 これら交通問題の原因の1つとして、将来にわたりまだまだ自動車交通の需要が大きいことが挙げられます。今後、日本の人口は全国ベースでは減少する傾向にありますが、交通需要につきましては2050年においても現在と同程度であるものと予測されております。また、東京23区の自動車交通のうち、14%が東京には用のない通り抜けをするだけの交通であり、こうした通過交通を排除することが必要です。

これらの交通問題を解決するためには、道路の整備など交通施設の容量を拡大する施策と、規制や誘導など交通需要を調整する施策をバランスよく総合的に実施することが重要です。交通施設の整備のうち、環状自動車専用道路の整備は、既存の道路の効率的利用を促進し、道路の適正な機能分担を図ることができるため、有効性、効率性、現実性にすぐれた施策と考えます。中でも外環は、沿線地域を初め首都圏全体として不可欠な路線であり、早期完成が必要とされます。

次に、外環の整備効果について説明いたします。例えば外環が整備されると、 都心に用のない車がバイパスされ、都心に集中していた車が分散されます。そ の結果、慢性的な交通渋滞の緩和が期待できると考えます。

また、外環の整備は生活道路の安全性の向上に寄与するものと考えます。例えば環状8号線では、外環が整備されると、通過交通が外環に転換し、渋滞が緩和されます。これにより、環状8号線の混雑を避けて生活道路に入り込んでいた自動車が環状8号線を走行するようになります。その結果、生活道路では通り抜け交通量が減少し、安全性が向上します。外環の整備は環境改善にも寄与するものと考えます。外環が整備されると、交通の流れがスムーズになり、走行速度が向上することにより、排出ガスの大幅な削減が期待できます。二酸化炭素は年間約20万tから30万tの削減、窒素酸化物は年間約300tから400tの削減、浮遊粒子状物質は年間約15tから20tの削減が見込まれます。

次に、外環の都市計画案の概要を説明いたします。これは東京外かく環状道路の全体計画です。この道路は都心から半径約15kmの圏域を環状方向に結ぶ延長約85kmの路線で、このうち画面で赤く示しているのが今回都市計画変更を行う区間であります。当該区間につきましては、昭和41年に都市計画決定されましたが、その後、地元の皆様と話し合いができない期間が長く続き

ました。しかし、平成11年の知事の現地視察をきっかけとして、翌平成12年から地元の皆様と話し合いを再開、その後、広く住民の方々の意見等を聞いて検討を進め、平成17年9月には計画の具体化に向けた国と都の考え方を公表し、同10月には計画概念図を、本年2月には環境への影響と保全対策を公表し、これらの積み重ねを踏まえ、本年6月に都市計画案を公告・縦覧するに至ったものであります。

ちなみに、他の区間の状況ですけれども、大泉ジャンクションから三郷市に 至る主に埼玉県の区間につきましては現在供用中です。また、三郷市から東関 東自動車道に至る主に千葉県の区間につきましては、現在、事業中で、用地買 収等を実施しております。なお、東名高速道路から南の東京湾岸道路に至る区 間につきましては、調査中の予定路線です。

次に、外環の変更計画について説明いたします。画面は先ほどの路線図を横 に倒し、左側が南、右側が北になっております。

計画変更を行う区間は、世田谷区宇奈根3丁目から練馬区大泉町4丁目までの延長約16kmです。車線数は往復6車線、設計速度は時速80kmです。 当該路線は既存の東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道とをそれぞれジャンクションで接続します。画面では、高速道路と接続するジャンクションをJCTと表記しております。

一般道路等の出入り口につきましては、世田谷通りと国道20号を廃止し、 東八道路、青梅街道、目白通りの3カ所とします。一般道路等の出入り口をイン ターチェンジと称し、画面ではICと表記しております。

構造形式は、沿道環境への配慮などの観点から、高架構造からトンネル構造に変更いたします。トンネルは外環を早く、安く整備し、沿線への影響を小さくするためシールドトンネルとし、極力大深度地下を活用いたします。トンネルの外形は約16mで、往復2本計画いたします。

また、オレンジの斜線で示しているトンネルの区間は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画上明確にする立体都市計画を適用いたします。先ほどのシールドトンネルですが、シールド工法はシールドマシンが地中を掘り進み、トンネルを構築していく工法です。地上部への影響を最小限に抑えることが可能であり、また、密閉性が高いため、地下水への影響が少ない工法です。

次に、杉並区付近の計画について説明いたします。平面図では右側が北になっております。

外環は画面左端で杉並区に入り、武蔵野市を通過した後、再び杉並区に入り、 練馬区に抜けてまいります。杉並区を通過する区間はすべて大深度地下のシールドトンネルになります。また、横断面のとおり、トンネルには立体都市計画を適用し、立体的な範囲を定めます。さらに、練馬区域に青梅街道から外環への出入り口となるインターチェンジを設置するとともに、換気所を1カ所設置いたします。

先ほどの画面の左端の杉並区通過区間を拡大した図面でございます。立教女学院付近です。紫色の2本の太い線が大深度地下のシールドトンネルをあらわしております。

同じく善福寺付近の拡大図です。こちらについても大深度地下のシールドトンネルとなっております。

青梅街道インターチェンジ付近の完成イメージです。この青梅街道インター チェンジは、青梅街道から外環の関越道方面への乗り降りができます。

次に、環境影響評価準備書の概要を説明いたします。この環境影響評価準備書につきましては、予測・評価項目について事業計画及び地域特性を考慮して選定いたしました。選定した予測・評価項目につきましては、平成15年7月に環境影響評価方法書として公表し、住民の皆様や知事などの意見を考慮した上で決定し、この環境影響評価準備書を作成しております。選定した項目は、計画路線の完成後と工事中につきまして、大気質、騒音、振動、水循環など18項目になります。

個別の評価項目について説明する前に、総合評価について申し上げます。

予測・評価を行った18項目につきまして、種々の環境保全対策などにより環境影響の程度は小さいと考えられ、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減するものと評価しております。

以下、主な予測・評価項目として、大気質、騒音、水循環につきましてご説明いたします。大気質、騒音の予測位置は、ジャンクション、インターチェンジ及び換気所の周辺といたしました。

自動車の走行に係る二酸化窒素の将来濃度は、最大0.056ppmと予測され、いずれの予測地域でも評価の指標とした環境基準0.06ppm以下となっ

ております。青梅街道インターチェンジ付近の予測値は、平成32年で0.046 ppm、平成42年で0.045ppmとなっております。なお、予測は外環の 供用開始時点を想定とした平成32年及び幹線道路ネットワークの整備がおお むね完了した状態を想定した平成42年について行っております。

同様に、浮遊粒子状物質の将来濃度は、最大で1㎡当たり0.06mgと予測され、評価の指標となっている環境基準の0.10mg以下となっております。 次に、換気所ですが、換気所の供用に係る二酸化窒素の将来濃度は最大で0.049pmと予測され、評価の指標とした環境基準以下となっております。

換気所の供用に係る環境保全対策について説明いたします。各換気所からトンネル内の空気を外に排出しますが、大気に放出する前に換気所に設置する除じん装置により、浮遊粒子状物質を含むばいじんを極力除去し、換気所の塔頂部から上空高く吹き上げ、排出させます。トンネル出口坑口からのトンネル内空気の漏れ出しを極力抑える等の配慮を行います。

自動車の走行に係る騒音の測定値です。ごらんのとおり、評価の指標とした 環境基準以下となっております。

なお、予測は、遮音壁、低騒音舗装、環境施設帯など、環境保全対策を考慮しております。

騒音の環境保全対策としまして、青梅街道インターチェンジ付近では高さ 2m程度の遮音壁を設置いたします。また、タイヤと路面の接地時に発生する 騒音や反射音を低減する舗装を採用いたします。

最後ですが、ジャンクション及びインターチェンジで浅い層の部分、浅層地下水につきまして実施する地下水流動保全工法のイメージです。これは構造物及び土留壁が地下水を遮断しない構造とし、現状の地下水流動を極力確保するものです。浅層地下水の水位の変化量は、地下水流動保全工法を実施することにより影響は小さいと考えられます。

以上で説明を終わります。

会長どうもありがとうございました。

都市計画課長 審議に入る前に、今後の進め方について若干補足をさせていただきたいと存 じます。

東京都都市計画道路の変更につきましては、今後、杉並区都市計画審議会に諮問をいたしまして、ご審議をお願いする予定です。環境影響評価書準備書に

対する区長意見については、杉並区環境清掃審議会に諮問をし、答申をいただく予定です。環境影響評価準備書に対する区長意見の提出は、先ほどもご説明いたしましたが、10月10日までとなっておりますので、9月8日及び19日に杉並区環境清掃審議会を開催し、答申をしていただく予定となっております。

以上、報告させていただきます。

会 長 そういうことですが、どうぞご質問、ご意見がありましたら、どなたからでも結構です。

委員 これは東京都のほうになるのでしょうか、何点か質問したいと思うのですけれども、簡潔にお答えいただきたいと思います。

1つは、先日、その都市計画変更案と準備書の公告・縦覧をし、いろんな意 見が出されたと思いますけれども、資料では二千何百通ぐらい集まっていると いうことですが、どういう傾向にあるのか、それに対してどういうふうに答え るつもりなのかということについてちょっとお答えいただきたい。それが1点 です。

それから、杉並区の場合、青梅街道のインターがハーフインターという、ある意味では計画的にはちょっと変則な形態になっています。このハーフインターの形式を将来ともずっと維持する考えなのか、将来、何か変更がまたあり得るのかということについてお考えを聞きたいのと、すごく単純に考えて、換気所がハーフインターのほうに設置されるわけですけれども、その開削した上に上がってくるところで換気所があることによって、大深度の部分じゃないところで換気がちゃんと機能できるのかどうかがちょっと疑問なので、少し教えていただきたいと思います。

それから、数が多くなって申しわけありませんけれども、環境影響評価準備書については、この事業者が東京都で、それを最終的に審議するのも東京都ということになるような気がするのですけれども、そういうやり方なのかどうか、ちょっとそれは確認です。要するに、計画をして事業するほうは東京都ということになりますね。その環境影響評価の審議会の場で最終的に判断するのも東京都ということに形式的にはなってしまうのではないかと思うので、同じところで両方やるのはどうかというのがちょっと気になります。もし誤解があったら教えてください。

最後に、外環ノ2について今回外しているということですけれども、将来、 どういうふうに検討を進めていくのかということを教えていただきたいと思い ます。何点も質問して申しわけありませんけれども、簡単にお答えいただけれ ばと思います。よろしくお願いします。

都外かく環状道路担当課長 ただいま委員のほうから5点ほどのご質問がございました。

意見については、お手元の資料で、杉並区さんのほうで参考資料ということでつけておりますとおり、2,483通の意見……

会長どこですか。

都外かく環状道路担当課長 これは参考資料の5ページ目になります。「東京外かく環状道路について」という一連のものの最後に参考資料ということでついております。その中の意見として、そこにございますように、これは環境影響評価準備書にかかわるものですけれども、地下水への影響が懸念されるとか、緑地を消失させることは反対であるとか、換気所のご不満とか、あとは外環についても早期整備を図られたいという意見もございました。大体そんなところです。

委 員 都市計画のほうはどうですか。

都外かく環状道路担当課長 都市計画につきましては、現在、中で整理をしているところでして、 まだその辺は整理中です。

委員 件数も?

都外かく環状道路担当課長 件数につきましても現在整理中でして、まだ把握しておりません。

あと、ハーフインターについてのご質問ですけれども、将来変更があるかどうかということですが、今回、都市計画案ということでこのハーフインターを提案させていただいておりますので、現時点ではこれが最良の案と考えております。将来的にまたいろいろな動きの中で、もしフルインターという話があれば、手続き上は変更が可能なものと考えております。

換気所についてのご質問ですけれども、換気所につきましても、中の空気の 流れ等を計算いたしまして、一応換気所としましては全部で5カ所になります けれども、それで賄うことができると考えております。

次に、環境影響評価の審議と事業者が東京都で、一緒ではないかというご質問ですけれども、東京都は都市計画決定権者という立場と、あとは環境部局ということで、同じ都知事という立場ですけれども、分かれております。それぞれの立場で検討することになっておりますので、その辺は大丈夫だと考えてお

ります。

発

また、環境影響評価につきましては、東京都のみならず、環境大臣の意見、また国交大臣等の意見も反映されます。

最後に、外環ノ2の件ですけれども、冒頭申し上げましたように、現在、この計画案からは外した形にはなっておりますけれども、お手元のほうにパンフレットを配らせていただいておりますが、こちらのみどりの薄いものです。

これは平成17年1月に公表いたしまして、開いていただきますと、現在、 そこに今後の検討ということで3案示しております。1つは、現在の都市計画 区域を活用して道路と緑地を整備。もう1つは、都市計画区域を縮小して車道 と歩道を整備、最後に代替機能を確保して外環ノ2の都市計画を廃止、そのよ うな検討方法があると考えております。これにつきましても、今後、皆様の意 見を聞きながら具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

委員 日程はありますか。いつぐらいまでにという。

都外かく環状道路担当課長 その辺も含めて、今後、皆様のご意見を伺いながら進めていきたい と考えております。ただ、今後、なるべく早く、早期にこの辺の検討について も進めてまいりたいと考えております。以上です。

都外かく環状道路担当参事 ちょっと1点、補足をさせていただきます。

先ほど同じ東京都ということで、ご懸念のご質問がございました。アセスにつきましては、今、課長のほうから申し上げましたように、都市計画を担当する部局と環境を担当する部局、分かれておりまして、手続き上、内部でちゃんと書類のやりとりをしております。環境を担当します環境局におきましては、これは中で、自分のところで審議するだけではなくて、やはり東京都の環境影響評価審議会というものがございまして、そこでその内容を審議され、答申等をいただくという形になりますので、同じ東京都といっても、形の上では別な形で審議がされるということです。よろしくお願いします。

会 長 今そのことが出たので、都市計画課長に伺いたいのですが、さっきその環境 影響評価準備書は10月10日までに区長の意見を出さなければいけなくて、 杉並区の環境審議会のほうで議論をしますということは、こっちの都計審では 環境については質問するなというか、しちゃいけないというのか、してもいい のか、そこら辺はどういうことになるのでしょうか。

環境課長環境影響評価準備書については、今、環境清掃審議会に諮問をして答申をい

ただくという手続きになっておりますけれども、この都市計画審議会のほうでもし意見が出されましたら、10月10日になって区長意見を提出する際の参考にさせていただければと考えております。

会 長 ということは、ここでもし委員の方々がそれに関して何かあれば、ここの場で質問をしていいということですね。ありがとうございます。

ということですので、じゃ、どうぞほかにご意見があったら。

委員 それでは、きょうせっかく東京都の方もいらしているので、まずちょっと手続きの点について、前回、区のほうには伺ったのですけれども、ちょっと伺っておきたいです。

外環道路についてはPI協議会が設けられて話し合いを続けてきて、その途中にもかかわらず、こうした都市計画の変更案を出してきたということで、住民の方々からも批判が高まっているわけです。それで、4月に沿線区市長意見交換会が行われた中では、都市計画変更案を出すことについてはっきり説明がされて了解されたのか、また、5月のPI協議会の説明がきちんとなされたのかという点については、そういうことはなかったというふうに私は認識しております。そうした進め方について、住民の協議が大前提と私は思っておりますが、そうした合意がない中での都市計画の変更案に踏み切るというのはちょっと乱暴なやり方ではないかと私は思っておりますけれども、その点については東京都のほうとしてはどのようなご見解か、伺っておきたいと思います。

都外かく環状道路担当課長 ○○委員のご質問にお答えしたいと思います。

本年4月に区市長会が開かれておりますけれども、その席でも外環本線の必要性についてはおおむねご理解をいただけたのかと考えております。また、東京都及び国としましても、これまで三百数十回におきまして住民の皆様、地域の皆様と話し合いを続けてまいりました。このようなことを踏まえまして、都と国では地域の意見、区市長の意見等を踏まえまして総合的に検討を行い、外環の必要性についておおむね理解を得られたものと判断し、このたび都市計画案を提案したものです。

以上です。

委員 それでは具体的に、先ほどもご質問が出ましたけれども、外環ノ2について、 もともとの計画案には外環道本体は高架構造と、外環ノ2というのはそれを収 容する地上道路ですよね。それで、変更案では本体部分は地下にしますけれど も、外環ノ2の地上部分はそのまま残っているわけですが、東八道路から東名 まではこの地上道路は廃止しますよね。杉並にかかわるこの部分、外環ノ2が そのまま残されたのはなぜなのかという点についてお聞きしたいと思います。

そして、その2については3つの方向、現状のままにするのか、縮小するのか、また廃止をするのか、検討するということも言っておりますけれども、私はこの外環/2についても、きちんとこの点、残すのではなくて、白紙に一たん戻しておくというのが筋ではないかなと考えますけれども、この点についてお答えいただきたいと思います。

都外かく環状道路担当課長 ただいまのご質問ですけれども、外環ノ2と申しますのは、こちらのお手元の先ほどのパンフレットをごらんいただきたいと思います。

左の図ですけれども、目白通りから東八道路までが外環ノ2でして、東八道路より南につきましては附属街路という位置づけになっております。そこに書いてございますように、外環ノ2につきましては高速道路と一緒に都市計画はしておりますけれども、これは都内の都市計画道路ネットワークの一部ということで、機能が別になっております。

また、附属街路のほうにつきましては、これは高速道路の附属街路ということで、性格は違っております。したがいまして、外環ノ2につきましては、普通の都市計画道路のネットワークの1つの道路という位置づけですので、これにつきましては現在検討をするということで残しております。

また、白紙にするかどうかという点ですけれども、先ほどご説明いたしましたように、都としては方向性を3案示しております。この3案につきまして、今後、早期に皆様のご意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。 以上です。

委員 次に、青梅街道のインターチェンジ、ハーフインターの点についてですが、杉 並区としては青梅街道インターチェンジの設置に係る杉並区方針という中で、生 活環境に与えるデメリットが極めて大きい、また、交通集中によるデメリットが 広範囲にわたる、地下水への深刻な影響が避けられないなどという理由で、青梅街道インターチェンジの設置には反対と区としては表明していますよね。ことし 4月の沿線区市長意見交換会でも助役が出席されて、設置の必要性は低いと考えていると発言されていると思います。

国土交通省のほうも、東京都のほうも、インターチェンジについては地域の意

向とか交通状況を考慮して、それぞれどのように設置するか、設置の有無を含めて検討する、あるいはインターチェンジについては地元の意向を把握していくということで、今後の計画の具体化に当たっては十分に意見を聞き入れながら検討を進めていきますというふうに、これは外環ジャーナルでも表明していると思います。

このように、再三にわたって地元の意向等を踏まえながらと言いながら、しかし、今回出された案ではハーフインターチェンジが青梅街道に設置されるという案になっておりますが、これについていただいている資料の基本的な考え方の中で、ハーフインターチェンジについては設置の必要性は低いということや、環境に与える影響などについても対策を明らかにするよう要望するというようなことが書かれています。

これは区に伺いますけれども、区のほうとしては必要性が低いと言いながら、 今回こういう案が出てきたということに対して、これは区の意向が本当に軽視されている、住民や区長の意見などがやはり軽視されているのではないかと思っています。見過ごせないことではないかと思っておりますが、区のほうはどのような見解を持っているのか、改めて伺っておきたいと思います。

- 調整担当課長 今日お示しいたしました東京外かく環状道路の2ページ目に区の基本的な考え 方が示されておりますけれども、青梅街道インターチェンジについてはやはり設 置の必要性は低いということと、仮に設置した場合については、交通問題、交通 面と環境面の具体的な影響と対策を国及び都に明らかにして、それを示してほし いというのが区の考え方でございます。
- 季 員 今、課長がおっしゃったようなことですから、改めてこれから区長意見が提出 されるわけですけれども、その点について、インターチェンジの点についても十 分に表明していく、改めて設置の必要性は低いということなどについて要望して いただかなければいけないと考えております。

次の質問に移りますけれども、事業のスケジュールなどについて、事業はいつ から始まって、いつ完成するのかという点について、まずその時期についてお答 えいただけますでしょうか。

国交省調査課長 環境影響評価準備書の中で、完成予定年度は平成32年ということで環境影響 評価を行っております。あと1つご説明させていただいているのは、工事を開始 してから約10年ということで説明をさせていただいております。

くすやま委員 今、32年の完成というお答えでしたけれども、例のオリンピック、石原知事が2016年のオリンピック招致を目指しているということで、明日ですか、8月30日、福岡か東京か、国内での候補地があした決まるということですが、石原知事は2016年のオリンピック招致を目指している。その中で、五輪招致に向けて、3環状道路を初めとする骨格的な道路ネットワーク整備に全力で取り組むと。もしオリンピックが決まれば、それに間に合うように環境の整備の1つとして環状線を完成する努力をする、実現してみせると表明されているようですけれども、もしこの東京オリンピックが仮に実現するということになれば、完成予定よりも相当早まるということでは、工期を短縮するということになるのだろうと思うのです。

工事の仕方だとか手間、あと財政的にも、お金の面でも莫大な財政負担もかかるということに対して、この点についてはどのようなご見解でしょうか。もし仮にオリンピックが東京に招致されるということになれば、完成期間も早まるのか、その財政の面や工事の面での負担などについてはどのようになるのでしょうか。

都外かく環状道路担当参事 先ほどスライド等でご説明申し上げましたように、この外かく環状 道路というのは都市計画決定されたのが昭和41年です。ですから、前回の東京 オリンピック、昭和39年の2年後に決定されたということで、やはり当時の東京の高度成長のさまざまなひずみを解消するために計画されたという形で認識しております。

したがいまして、先ほどご説明申し上げましたように、首都圏の交通混雑の緩和や大気質を中心とした環境改善、そういうような効果があるものでして、私ども外かく環状道路の整備につきましては、オリンピックの招致にかかわらず必要だということで説明してきております。現に石原知事が平成11年に現地視察をしまして、話し合いを始めて、外環の整備に向けていろいろ進めてきたわけでして、当時、オリンピックという話はなかったわけでして、オリンピックを目的とした外環整備ということではございません。

今、仮にというご質問だったのですが、オリンピックが決まった場合、どうするのだということですけれども、仮にということにつきましてはお答えができませんけれども、仮にということでオリンピックが決まれば、こういう外環を初めとします環状道路の整備につきましては整備が加速されていくものと考えております。先ほど国土交通省のほうから、整備計画につきまして平成32

> 年を目指しているという形で手続きを進めているわけですので、私どもはそう いうような形で考えているところです。

> それから、財政面の話がございましたけれども、この外かく環状道路というのは、国土開発幹線自動車道という位置づけですので、国が責任を持って整備する路線であるという認識です。

委員

都市計画変更案について区長の意見が、これはまだ時期が未定だということでありますけれども、この当審議会に諮問がされるわけですが、これは区のほうに伺うわけですが、例えば区民からの意見ですね。区長が都に対して区長意見を出すに当たって、当審議会の答申だけでなく、例えば区民の意見を聞くというようなことはお考えになっていないのでしょうか。

調整担当課長

先ほど東京外かく環状道路に対する区の基本的な考え方をお話ししましたけれども、仮に国、東京都から、環境面、交通面の具体的な影響と対策が明らかになりましたら、それについて区民の方々のご意見を聞きたいと考えております。

委 員

そうしますと、それは大体いつごろになるのか。そして、区民から意見を聞いたことが区長意見に反映されるようなことになるのか、その点についてはどうですか。

調整担当課長

基本的には区のほうで仮に区民の方のご意見を聞いたとしても、それについては都計審のほうにぜひともご報告したいと思います。それを踏まえて都市計画審議会でご審議していただければと考えております。

あと、時期についてですけれども、現在、国と東京都に対しまして交通面、 環境面の影響と具体的な対策を強く求めているところですので、早くそういっ たデータを示していただきたいと思っております。

委員

ぜひ私は区民の方々の意見を聞いていただきたい、そういう機会を持っていただきたいと思います。武蔵野市のほうではたしか市報といいますか、外環についての市民からの意見、何でも意見を寄せてほしいということで募集をしているという話も聞いておりますので、ぜひ杉並区のほうでも区民から外環についてのどんな意見でも聞くということで、募集といいますか、聞く機会をして、それをこの審議会や区長意見に反映させられるような形で聞いていただきたいと思います。

最後にこの資料の5ページで、先ほど環境影響評価準備書で2,483通の意

発 言 者 名 発	谷
------------	---

見というのは、これは全体の数ですか。杉並区だけじゃなくて全体の数なのか、 もし全体の数だとすれば、杉並区民からの意見の提出がどのぐらいあったのか、 最後にお聞きしておきたいと思うのですけれども。

都外かく環状道路担当課長 意見の数に関するご質問ですけれども、この2,483通というのは 全体の数字です。また、杉並区の意見は何通かというご質問ですけれども、こ れにつきましては全体的に集計しておりますので、個別の地域別には集計して おりません。

委 員 地域別にもどのぐらいの数があったのかというのを、これは後ででも結構で すけれども、ぜひお示ししていただきたいと思うのですが。

都外かく環状道路担当課長 この環境影響評価につきましては、沿線地域のみならず、全体的に 意見を聞いているものです。したがいまして、この意見につきましては全体的 に公表するものでして、地域別には集計等を公表する予定はございません。

会 長 今、この都計審からそういう希望を出してもやっていただけないのでしょうか。それは多分、区民の意見とか何とかというのは非常に難しいと思うのですよね。意見を出した人が区民であるかどうかということと、杉並区の都市計画変更区域に関する意見なのかというのは、両方、杉並区に関する意見は2種類出てきちゃうと思うのです。例えば鹿児島の人が言っても、ここの杉並の東八から青梅街道のインターに関する意見だったりすることもあるでしょうから、何が杉並区の意見かというのは非常に……。

委員 意見を出した杉並区民の方の名前、住所、多分書いてある……

会長それはだめです。公表できません。

委員いえいえ、その数というのは、数だけでも、それはできないのですか。

会 長 委員が言いたいのは、杉並区の……

委 員 杉並区民からどのくらいあったのかなというのが。

会 長 というのが知りたいという。私はもっと一般的に聞いているのです。そういう要請が区の審議会からあったときに、東京都としてはそれには今後とも対応できないのでしょうかというのが私の質問です。

都外かく環状道路担当課長 これは環境影響評価に関する手続き全体的な問題となりますので、 一応持ち帰らせていただきまして、所管の部署と検討をさせていただきたいと 考えております。

なお、杉並区関連のご意見ということでは、どなたが出したかというのは存

> じ上げないところですけれども、ここには書いてございませんが、善福寺公園 の水枯れの問題、また、善福寺川に与える影響等の個別の名称等が入った意見 は寄せられております。これについては公表しておりますので、杉並区周辺に ついてはそのようなご意見があったと思っております。

会 長 その件数が幾らあったかとか、そういうことも公表してあるわけね。 都外かく環状道路担当課長 その件数については公表しておりません。

会 長 いや、だから、件数というのはある重みを持っているから、そういうのは公 表しませんかというのが私の質問ですけれども。

都外かく環状道路担当課長 その点につきまして持ち帰らせていただきまして、検討させていた だきたいと考えております。

委 員 先ほどちょっと質問しました都市計画の変更案についてのいろんな住民の意見も、できれば何件くらいあって、どのぐらいの意見があったというのを資料として提出していただくとうれしいのですけれども、それは可能なのでしょうか。

都外かく環状道路担当課長 この都市計画に関する意見につきましては、東京都都市計画審議会 に意見を集約して報告する予定になっております。したがいまして、その事前 に公表をすることは現時点では難しいかと考えております。

委員 私は、今たまたま東京都のご担当の方から、善福寺川に関しまして意見があったというご報告がございましたので、地下水に関しましてご質問をしたいと思います。

参考資料の5ページに、意見の一番最初に地下水への影響が懸念されるということで、地下水流動保全工法を実施することから、影響は極めて小さいと書かれているわけですが、今回の路線の中で杉並区に関しましてはちょうど善福寺川の水源涵養区域の直下を通るというルート設定でございますので、地下水の流動に関しましては杉並区民といたしまして非常に重大な関心を持っております。

これにつきましては、先ほどパワーポイントを見せていただきましたが、地下水流動保全工法に関する一般的な1枚のパワーポイントだけでは、やはり杉並区の都市計画審議会に対するご説明としては不十分ではないかと思いまして、私は今質問させていただいております。

地下水の流動は予測することも対策も大変難しい問題で、要するに一たんな

くなってしまいますと、取り返しがつかないという結果の重大さに比べて、対策、予測が非常に難しいという問題がございます。これにつきましては、私は同じ東京都の事業で、地下水に関してどのような事前調査をしてということにつきまして実は少し経験したことがございますので、それと同じ東京都の幹線街路の実施に当たっての事業ですので、今回の外環に関しまして、それと比較してどのような調査をなさっていらっしゃるのか、そういったことに関しまして具体的に伺いたいと思います。

事例と申しますのは、環状5号線の支の1です。今、地下鉄工事を行っている新宿御苑と新宿高校の間を通るところですが、そこが同じように渋谷側の源流域になっておりまして、環5の支の1が通ることで水源地下水と表層地下水の遮断が非常に懸念される。で、湧水がある。しかも湿地があるということで、東京都におかれましては経年的な周辺地域の地下水の動向に関しましてきちんと調査をなさっていらっしゃいます。既設の井戸がございますので、井戸の水位、それからボーリングをいたしまして、具体的にその周辺に10カ所以上、地下水の変動を調べるポイントをつくりまして、データを蓄積しております。

それから、表層地下水の流動の方向につきまして、具体的に図面を提示していただきまして、表層地下水が季節によりましてどのように流動するかということについてきちんとしたデータを出しておられます。それに基づきまして、環5の支の1が通ったことによって、どのような植生、あるいは環境に影響が出るかということに関しましても専門委員会を立ち上げられまして、検討をなさいまして、その場にふさわしい代替案をお出しになられて、検討の結果、採用になったという非常に丁寧な検討というものを、近年ですが、過去やってこられました。

この善福寺川の上流区域に関しましては、これは杉並区の宝です。いわば生命線です。したがいまして、今回の参考資料の5ページにあるような一般的なご見解だけでは、杉並区都市計画審議会の委員の1人といたしまして、十分なご説明があったというふうに理解することはできません。したがいまして、環5の支の1、同じ東京都の幹線街路事業ですので、この地域に関しまして、ここは井戸もたくさんございます。それから、善福寺池のみならず、小さな湧水を持った公園もございます。したがいまして、この地域の現状の地下水、あるいは湧水に関しまして、どのような調査を外環ご担当としてはなされていらっ

しゃるのか、それが1点。

それから、表層地下水の流動に関してどのような図面をお持ちでいらっしゃるのか。それに基づきまして、どのような影響をお考えになっていらっしゃるのか。それが今回の地下水流動保全工法でどのような形でクリアできるのか。もしこれで問題が起こった場合、この説明書の中に人の釜というのでしょうか、そこの湧き水がなくなると。したがって、それに対してきちんと代償として水源を確保することを行いますという、ほかの地域ですけれども、この説明書の28ページで代償行為に関して明示していらっしゃいます。

そういうことはないということを期待して杉並区民はお伺いしているわけですが、もしか何かが起こった場合の代償に関しましては、東京都としてはどのようなご検討をお持ちなのか、以上、詳細でございますが、杉並区民といたしましては極めて大事なことですので、東京都の現状とご見解についてお伺いしたいと思います。

都外かく環状道路担当課長 東京都の道路事業につきまして、ご支援、ご協力いただきましてありがとうございました。本事業につきましては、事業予定者が国土交通省になっておりますので、国土交通省のほうから今後の対策等につきましてご説明をさせていただきたいと考えております。

国交省調査課長

それでは、地下水の中でも浅い部分、浅層地下水の部分と深いところの深層 地下水と両方についてご懸念があるというのと、あと、地下水流動等の詳細な データを示してほしいというご趣旨だったかと思うのですけれども、きょうお 配りしております「外環のあらまし」と書いてあるパンフレットの17ページ をちょっと開いていただけますでしょうか。表紙が青いパンフレットです。

ここには結果が出ていますけれども、地下水流動保全工法ということで、浅層地下水への影響についてはこの工法を用いることによって、用いない場合、道路の断面があることによって地下水が高くなる、低くなるというのがあるのですけれども、通水することによってその影響がほとんど見られないという形になっております。

この地下水流動保全工法というのは、これまでも道路や地下鉄などで実績の ある工法ですので信頼性は高いと思っておりますけれども、実際、施工するに 当たっては、事前、あとは工事中にモニタリングをして、影響については監視 データをとりながらやっていくという形になるということでご説明させていた 発言者名 発 言 内 容

だきます。

あと、深層地下水のほうについてもこのページのほうに結果が出ております。 水圧の変化量で出しておりますけれども、ほとんど影響はないということで、 こちらのほうについても同様に……

会 長 委員の質問は、これで見えるぐらいじゃ何も信用できないし、もっとディテールをレポートしてくださいというリクエストをしているのですけれども。だから、次回までにちゃんと準備して、どういうふうに今の質問を理解しているかを準備してから答えていただけませんか。

国交省調査課長 わかりました。次回、準備をして回答させていただきます。

会 長 どうしてこういうことでまとまったかということと、これで本当にどうして いいかということと、それが違っちゃったらどうするのかということをどう考えているかを、もう少しディテールを教えてくださいというのが委員からのリクエストだと思うのです。いいですか、それで。

委員 それでお願いいたします。私、今、かなり詳細に申し上げました。ただし、一つ一つ項目を選んで、確実に出していただきたいデータについて申し上げましたので、議事録をきちんと参考にしていただいて……。私は善福寺の周辺です。一般論ではなくて、まさにここに関して調査をしていらっしゃるわけですから、善福寺池周辺の水源涵養地域の実態、井戸、湧水、そのほかですね。そういう実態を踏まえて、一般論ではなく、きちっと説明していただきたいということですので、よろしくお願いいたします。

国交省調査課長 はい。今回ご用意させていただきましたあらましのほうは結果しか載せていませんけれども、準備書のほうにはデータを載せておりますので、そちらのほうを整理しまして報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 そうすると、次回以降、まだほかに説明してほしいということがほかの委員 さんからでもいいですから、ありましたら今から言っておいて、何もこれできょうで外環の報告会を終わるつもりはありませんから。こういうことがよくわからないから、説明してほしいということであれば、どうぞリクエストしてください。

ちょっと私、さっき質問のあったのは、○○委員から言った計画書のほうの 意見も都計審としては──さっき○○委員が言ったように、影響評価書のほう も、東京都に寄せられたのがどんな意見であったかを知りたいというのと同時に、計画書に対する意見書もどんなのが寄せられていたか。「こういう項目がありました」だけでは我々としてはそんたくしようがないので、もう少しディテールを教えていただいて、区長の諮問に答えられるような都計審の意見をつくりたいと思うのですね。それができるかどうか、次回までにちょっと……。きょうどっちか返事をする必要はありませんから、次回までにできないならできない、それでも結構です。だけれども、それは理由をきちっと言って、この法律とこの何とかでどうしてもこれは区に教えられないというなら、そういう明確なお答えをいただきたい。何となくできませんというのじゃ、多分こっちの都計審としては納得しがたいという感じがしていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、今の地下水の話は、準備書のもっとバックのデータまで戻らないと、 多分今の○○委員の質問には答えられないかもしれませんので、よくお考えく ださい。

ほかにないですか。なければ、きょうは外環についてはここら辺で報告を終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

じゃ、どうもありがとうございました。

都市計画課長

では、東京外かく環状道路についての報告事項が終わりましたので、東京都 及び国土交通省の職員の方々につきましては、この時点で退室をさせていただ きます。

会長どうもありがとうございました。へこたれずに、また来てください。

拠点整備担当課長 それでは、私のほうから阿佐ヶ谷住宅の建替え計画についてご報告いたします。その前に、資料の確認をお願いいたしたいと思います。

前回、7月7日の資料一式を参考までに各委員の席上に配付しております。 もし不要でございましたら、後で回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、本日分の資料、緑化の基本的な考え方ほか、それの関連 資料ということで、杉並区みどりのベルトづくり計画、こういった冊子もお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

阿佐ヶ谷住宅の建替え計画につきましては、前回の当審議会においてこれまでの経過や住宅の現況、建替え計画案の基本的な考え方、関連する都市計画の決定・変更等についてご報告いたしました。今回は、区が建替え計画の検討に

当たって重点としている次の事項についてご報告いたします。

まず1番、緑化の基本的な考え方についてです。住宅の建替えにあわせて、 公園や広場状空地、歩道状空地などのオープンスペースを確保するとともに、 道路の緑化を推進し、善福寺川緑地のみどりなどと結び合って、連続したみど りを形成していく。このための手だての1つとして、都市緑地法に基づく緑地 協定の締結を目指します。

緑化の基本的な考え方につきましては、資料1をごらんいただきたいと思います。

「みどりの現況と新しいみどりの育成方針」ということですけれども、まず 1番、現況のみどりについてご報告します。樹高が 3 m以上の樹木は全部で 1,122本、116種ございました。種類別で多いのはヒバやモチの仲間でございまして、そのほかソメイヨシノ、サンゴジュなどがございます。これらの大半は居住者が植えたものでして、トウネズミモチは実生より生育したものだというふうに考えております。樹高の割合につきましては、5 m未満が半数以上でして、9 m以上は約120本でした。

樹木の状況につきましては、桜につきまして樹木医調査をいたしましたけれども、ほとんどがサルノコシカケなどの腐朽菌によって冒されているといったような状況でして、保存に適さない状況ということでした。以上のように、既存の樹木につきましては、老朽化や病気、また、芯どめなどの過度の手入れなどによって、保全に適する樹木が少ない状況となっております。

既存樹木の活用方針ですけれども、永年地域に親しまれてきた阿佐ヶ谷住宅のイメージを建替え後も継承したいと考えております。そのために、周辺からシンボルと言われる樹木、それから思い出となった樹木、そういったものの移植について協議、検討し、計画的な保全を考えていきたいと考えております。そのほか、移植とか剪定の教室、そういった緑化フェアイベントを計画いたしまして、阿佐ヶ谷住宅のみどりを積極的に残していく方策を講じていきたいと考えております。

3番、新しいみどりの育成方針についてですけれども、杉並区みどりの基本 計画、みどりのベルトづくり計画、こういった中で言い続けられたみどりの考 え方は、いわゆる連続したみどりづくり、水とみどりのネットワークづくりと いうことですけれども、線から面への連続性に力点を置いたいわゆる帯状のみ どり空間づくりということで、新しい緑化運動を進めていくという考え方、計画ですけれども、こういった考え方を基本といたしまして、善福寺川緑地と将来の連続するみどりとなる中杉通りなどのみどりに挟まれた場所性を重視して、みどりの豊かな環境をつくっていくという考え方です。また、こういったことを通しまして、緑地協定の締結なども考えていきたいと考えております。

目標の1つの「つながる」みどりづくりについてですけれども、資料の右側の絵を見ながら聞いていただければと思いますが、区画道路である東西道路の緑化を中心といたしまして、善福寺川のみどりと補助133号線のみどりを面的に結びつける役割を果たす。それから、鎌倉街道につきましては、須賀神社のみどりや杉並高校側のみどりと連携した空間づくりを図ります。

それから、目標の2つ目、「身近な」みどりづくりですけれども、広場状空地や歩道状空地などにつきましては最大限の緑化を図って、それぞれの特徴を生かした多様なみどり空間を形成し、また、地区内道路の沿道については極力緑化を図りまして、沿道景観の向上に努めたいと考えております。提供公園につきましては、約3,000㎡規模の公園ですけれども、地域住民の身近な憩いの場にふさわしいみどりづくりを進める、こういった考え方でございます。

以上、このようなみどりの基本的な考え方を持ちまして住宅の建替えをお願いしてまいりたいと考えております。

もとに戻っていただきまして、2番、避難場所の機能の確保についてです。 阿佐ヶ谷住宅は杉並高校と一帯の避難場所に指定されておりまして、建替えを 機に、建物の高さや容積率の適正な配分によって空地を生み出し、また、建物 を耐火建築物にすることによって避難有効面積を拡大する、そういったことを 通して避難場所の機能向上を図るという考え方でございます。

これにつきましては資料2をごらんいただきたいと思います。

この絵のとおりでして、絵の左側部分は杉並高校、右側が阿佐ヶ谷住宅ということでして、このみどりの部分、いわゆる耐火建築物をこのように配置することによって、安全区域を拡大していくということです。

それで、現況ですけれども、避難有効面積が $2 \pi 1$, $2 0 0 \, \text{m}$ 、避難計画人口が $1 \pi 7$, 0 0 0人でして、1人当たりの面積が1. $2 5 \, \text{m}$ となっておりますけれども、建替え後は、避難計画人口を多めにとりまして、 $2 \pi 1$ 人で想定した場合、 $1 \pi 1$ 人当たり $1 \pi 1$. $1 \pi 1$ 0 が のことで、現況に比べて安全区域が広がると

いう算定になっております。

今回の建替え計画の報告については以上です。

会長どうもありがとうございます。

きょうのこの資料はどういう位置づけと理解したらいいのかな。前回、こういうことに関しての質問が出たので、それに対する返事として用意しましたというものですか。

拠点整備担当課長 前回、一応基本的な建替えの計画についてご案内いたしました。したがいまして、本日はその続きということでお願いしたいと思っておりますけれども、きょう報告した内容につきましては、それ以外の重要な考え方としてご理解いただきたいと思って報告したところです。

会 長 じゃ、ご質問は、お手元にもう1個ファイルされた前回の資料も含めて質問 してもいいということですね。

拠点整備担当課長はいい。お願いしたいと思います。

会長ということです。どうぞ。

委員 今、最後に説明した資料2の避難計画人口と1人当たり面積ですけれども、 1万7,000人を2万人にすると、1人当たり面積が増えるという感じになる のはちょっとおかしいのではないかと思うのですけれども、数字的にどういう 意味でしょうか。

拠点整備担当課長 現況の避難場所としての諸元ですけれども、避難有効面積が $2 \pi 1$, $2 0 0 \text{ m}^2$ です。これが建替えすることによって非常に機能が拡大するということで、 $3 \pi 1$, $5 0 0 \text{ m}^2$ になりますということです。

会長じゃ、どうぞ、ほかのご意見がありましたら。

委員 私、ちょっと欠席したときで、前にこの議論に参加していないので、もしか したら重複するかもわからないですけれども、ごめんなさい。

今日は8月29日ということで、今ご説明いただいた資料1の「多種多様なみどり環境・空間構成のイメージ」というこの絵がありますね。それと、手元に資料2として現況、それから3、4で建替え案の基本的な考え方が出ているのですが、これは資料の3とか4という形で動いている、検討が進んでいるということでよろしいのですか。

ちょっとこの資料の見方を教えていただきたいというのと、なぜそれを伺っているかといいますと、先ほども善福寺川のことでご質問しましたけれども、

みどりのベルトの資料もございましたが、やはりこういう大きなみどりをきちっと強化していく。それこそ骨太のみどりをつくっていくということが大前提ですので、この資料1に「みどりのベルトを面的に接続」と大きな矢印で書いてあるのですが、これが一体何によって担保されるのかが、資料1とか資料3、資料4からは全く読み取れません。それが1つ。

それから鎌倉街道沿いに、やはりこれもきちっとした何かみどりのように書いてあるのですが、これも計画図、お手元のところからどういうふうに具体的にこれを担保するのかがまだちょっと読み取れません。

それから、ちょっと私、これは議論に参加していなかったので、今の現状ですと、真ん中に公園があって、公園を取り囲みながら住宅が形成されているという、いわば戦後の町の1つの理想、戦後と言わず、公園があって、そこにみんなが真ん中に集まれるような非常にいい計画ですが、今回は隅っこに追いやられているのですが、このあたりの基本的な考え方はどうなってこうなったのか、ちょっと教えていただけたらありがたいです。

要点は、資料1のみどりの基本的な考え方がどういう形で具体的に担保されるような形になっているのか、これではちょっと理解ができない部分であるので教えていただきたいということです。

拠点整備担当課長 みどりのベルトづくりについてどのように担保されるかというご質問ですけれども、きょう報告させていただいたのは、そのみどりの基本的な考え方というところでして、どのようにしてこれを具体的にしていくかということは今後詰めていく話です。この「みどりのベルトを面的に接続」するといったところは、この住宅の中に主要な生活道路ということで道路幅員7m、あるいはその外側に歩道状空地として4m幅のものをつくると、合わせて空間的には15mぐらいの道状のところができますので、そういったところの緑化をしながら、将来的につながるであろう133号線のみどりにつなげる、そういったイメージをここに示しているものです。

そのほか、公園とか広場状空地をこの程度設けますので、こういったところも極力みどりをふやして、いわゆるみどりのベルト状、帯状の空間をつくっていくといったような考え方をここに示しているものです。いずれにしましても、この建替え計画は地区計画によって担保されますので、そういった中でそういったことを明確に示していくことになろうかと考えております。

委員 ちょっと今のお答えでは理解しかねますので、もう一度重ねてお伺いいたします。

要するに、資料1というのはやはり基本的な考え方を示す極めて大事なものであると私は認識して伺っているわけですが、先ほどからこのベルト計画にもあるように善福寺川緑地と接する場所、そこからどんなふうにきちっとベルトというものを都市計画的に担保していくかは非常に大事な課題ですから、この都市計画審議会でこの資料をもとに議論をしているわけですが、この絵の中で単に矢印で「みどりのベルトを面的に接続」と書いてあるだけで、例えば上のほうですと広場状空地とか、その下にいろいろ凡例がありますよね。

ベルト状に面的に接続とこれだけ大きく書いてありながら、何も具体的な、今ご説明で若干伺いましたけれども、それでは7mの道路の両側に緑化するということでは、はっきり言ってほかのところと大して差別化されるような施策ではないと思います。真ん中の道にしても、6mの街路で両側に4mずっとございますから。あえてここで「みどりのベルトを面的に接続」と矢印でお書きになっていらっしゃるわけですから、それが具体的にどういうことなのか。それから、善福寺川緑地との接点の部分ですね。ここには何もみどりの担保がございません。こういうところに関して、どういう意味の資料なのか、書かれたことに対するご説明ということで伺ったのですが。

拠点整備担当課長 このみどりのベルトの面的な接続ということですけれども、先ほど言いましたように、東西道路をここに設けます。そういった東西道路の沿道緑化といいましょうか、そういった緑化を進めるということで、ここに1つ骨格となるみどりのベルトができるのではないかという考え方でございます。

それで、骨格となるみどりのベルトというのは、例えば道路のみどりであるとか、河川のみどりであるとか、そういった骨格的なみどりのベルトのことを考えておりまして、そういった意味ではこの東西道路が骨格となるみどりのベルトとして道路緑化が推進できるのではないかということを考えております。

季 員 済みません。あまり時間をとりたくないのですが、道路ということでしたら、 善福寺川緑地とは接続しないですよね。ここは道路ではないですから。住宅に なっていますのでね。緑地にもなっておりませんので。ですから、繰り返しの お答えは必要ございませんが、今のはご説明になっていないと思います。

それからもう1つ大事なことですが、公園の位置はどうしてこういうふうに

端っこのほうになってしまったのでしょうか。何か基本的な阿佐ヶ谷住宅の思想、そういう大事なところはやはり建替えであっても私は継承して――これは 魂だと思うのですよね。継承していくべきじゃないかと思うのですが、端っこになってしまって、私は本当に残念な絵だと拝見しております。

会長では、ほかに。

委員 先ほど避難人口が増加するというご説明があって、ちょっと私もそれの数字を算定された根拠をどなたが出されたかを伺いたいというのは、実は三井のグランドのときには東京都が算定するので出せない、正確な避難の人口とか面積は出せないということをずっと言っていらして、今回はすっと出てきている。その違いをどういうことでそれが整理できているのかというのを伺いたいと思うのですね。

単に空地ができたということでは、たしか避難有効面積にはならないと思うのです。空地が現在は真ん中にあるので、非常に有効な空地だと思うのですが、今回は周辺にみどりがあるので、周辺の木造住宅の輻射熱から言うと、有効面積にならない部分が出てくると思うのですが、その辺をきちっと計算されてやっているのかどうか。ちょっと三井と今回の関連で、あまりにもすっと出てきているので、その辺も含めてきちっと説明をいただきたいと思います。

拠点整備担当課長 まず、避難計画人口を多めにとって2万人としております。これは本当に非常に多めにですね。現況が1万7,000人ということですけれども、仮に建替えが終わって、620世帯、620戸が建った場合、1世帯当たり2.5人という計算をしますと、約1,500人ということになります。そこら辺を考えて、避難計画人口が加算されると考えております。そうなると1万8,000人とか、1万9,000人とかいった数値になると思いますけれども、ここでは多めにとって2万人として算定しております。

この数字につきましては、東京都のほうで正式に算定するということですので、あくまで今回の資料のこのデータは事業者による試算ということになっております。それで、現況は条例に基づきまして、先ほどご説明したような状況でして、こういったものの見直しに合わせて、東京都はまた正式にこういったことを踏まえて算定するということになろうかと思っています。ただ、東京都のほうにもいろいろ相談、協議をする中で、こういった計算式を教えていただくというか、そういったことをしながら、算出をしたということです。

委員 都市計画審議会に出される資料として、事業者の算定が本当に東京都の算定 方式と合っているのかどうかとか、そういうチェックがなされないで出すとい うことはちょっと私ども理解できないのですけれども、その辺はチェックはさ れているのでしょうか。

拠点整備担当課長 東京都の所管のほうに出向きまして、そういった考え方は教えていただいて 出したものでして、考え方が全く違うといった出し方ではございません。

会 長 じゃ、何で事業者による試算と言うのですか。我々都計審に対して出すなら、 杉並区の資料として出してしかるべきだけれども、今のは何を言っているか、 前の答えと今の答えだとちょっと私たちは理解に苦しむのですが。

拠点整備担当課長 東京都のほうが今後正確に算出するということです。

まちづくり担当部長 避難場所は西側の杉並高校と阿佐ヶ谷住宅、2つで一緒になって計算されているわけですね。計画上、そういった取り扱いになっているわけですけれども、はっきり申し上げまして、三井高井戸計画の反省もございまして、やはりなるべく早くその辺の論点を整理したいということがまずありました。

それで、東京都とも、避難場所の具体的な避難人口の算定だとか、最終的に決めるのは東京都ですので、東京都と事業者サイドと一緒に私どもは話し合いまして、とりわけ今の想定できるラフな建築計画、まだ最終的なものはもちろんございませんけれども、そういったものを想定して、東京都にもいろいろ出してもらえないかという相談をするのですが、一般的に東京都は、まず事業者にこういった方法で算出してくれということで示す場合と、それから東京都がいろいろ委託をして、こういった基礎的な数値を算出させているコンサルタントもございます。そういったところに相談に行けと、そんなようなことを言う場合があります。

この場合は、事業者サイドでそういった基本的な基準、東京都が示しているいわゆる浜田式というやつですか、都市大火の場合、炎が何十メートルも上がってくると、そこから輻射熱が来るので、1時間とかそのぐらい、火が通りすぎるまで耐えられるような距離をとろうという考え方ですが、そういった基本的な考え方で算出をしていると。だから、結果につきましては、今2階建てが主体で、はっきりと耐火住宅ということではございませんので、あまりいい成績は出ないのですが、今の建替えの計画では少なくとも杉並高校のほうに非常にいい影響が出ているという、グランド面積が稼げるというような値が出ており

ます。

ですから、これは最終的には東京都にもOKをもらわなければいけないのですが、今そういった到達点の中で、仮に三井高井戸でもお示ししましたが、大体そんなような、都市計画審議会でご審議いただけるような精度にはなっているということです。いずれ建物などが決まりましたら、正式に数値としてお示しできるかもしれませんが、今の段階ではこういった非常にいい成績が出ているというようなことでお示ししたわけです。

委 員 先ほど私、公園の位置に関してご質問したのですが、それについてお答えい ただいておりません。

それから、恐縮ですが、もう1点だけ。みどりについて1,122本あると。それで、9m以上が120本もあると。通常、こういう場合は現況の樹木が一体何本残って――要するにゼロにするわけにはいかないわけですから。ここに非常に否定的なことばかり書いてございますが。恐らくこの真ん中にある公園のところにたくさんいろんな樹木があったと思うのですが、この資料1を見ますと、公園のところは何かほとんど建物になっておりますので、1,122本のうち一体何本生き残るのか。それがどこにあって、どんなものなのか、こういう基本的なことについてちょっと教えてください。

拠点整備担当課長 まず、公園の位置です。この絵を見ていただければわかりますけれども、広場状空地などと合わせまして、北側あるいは東側の住宅のほうから少し離れるような形でこういうところに一応決めたということでして、これは阿佐ヶ谷住宅の方々、周辺の方々を含めまして検討、協議した中で、こういったところに配置をしたほうがいいだろうということで決められているものです。

それから、現況樹木の状況の中で、9m以上のものが120本と。そういった中で建物の配置の状況を見ると、ほとんど建物にかぶっておりまして、樹木の保全についてはどうなっているのかというお尋ねですけれども、建物にかからない中で既存樹木がどれだけあるかというのは、約130本ほどございました。ただ、すべてがみどりとしていいものであるかどうかというものは、私はちょっと現地で見てまいりましたけれども、先ほどご紹介いたしましたように、なかなか保存に適さない状況のものがかなりございますので、何本残せるのかはちょっと今のところはまだ把握しておりませんが、現地を見ながら、建物にかかっている樹木につきましても、できるだけ保存していきたいと考えており

ます。

会 長 この審議会で審議になる前にはそういう資料は出していただけるのですか。 拠点整備担当課長 できるだけ急いで作成したいと思っておりまして、今はちょっとまだできて おりません。

会長いやいや、だから、出していただけるようなことになりますかって。

まちづくり担当部長 今、少なくともこちらにお示しできるようなものができておりませんけれ ども、当然最終的に、いま経過報告ということを何回もこういったことでご審 議いただいているわけですが、そういった中でご意見などもいただいて、反対 住民の方々のご意見もしんしゃくしながら、やはり諮問できるような形に、東 京都の協議もありますし、持っていきたいと我々は思っております。そういっ た過程で並行してつくりつつありますので、当然そういったことは諮問すると きにはお示しするということになります。

会 長 私、これはちょっと会長としては言い過ぎかもしれませんけれども、これは 残して、これはどこに植えるというところまで本当にこの審議会でというのは 私は無理だと思うのですね。でも、おおよそのことぐらいは言ってほしい。これを見ると、何か1,122本あるけれども、ほとんどだめだから全部切っちゃいますよというふうに受け取れそうな文章を書いてあるので、そうじゃなくて、 そんなに言うなら本当にどれくらい残るかというオーダーを見せていただきた いということだと思うのですけれどもね。そういうのでいいですか。

委員 済みません、確認させてください。会長のおっしゃるとおりです。それで、 1,122本のうち130本しか残らないというのはちょっと驚きですし、もち ろんトウネズミモチとか、あまり評判はよくないですけれども、やはり命です し、見る人によってはいい木であることもあるわけで、オーダーとして、今 1,122本あるけれども、なくなって、新しく植えて、それが2,000本ぐらいになるのか、あるいは500本になるのか、最後どんなふうになるのか、 そういう見通しを教えてほしい。

それからもう1つ、これは確認しますが、公園の位置が端っこになったというのは、住民の方のご意向、総意というお話だったのですが、それに関しては本当にそうなのかどうか。私、ちょっといろんな資料があるので大変混乱しておりますので、もし本当にそうであるのでしたら、これは非常に大事ですので、住民の方がこういうことでこちらのほうがいいというふうに賛成なさったとい

うことをちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

拠点整備担当課長 既存樹木のことですけれども、実際、みどりとしていいなと思うような木は そんなに多くはございません。これは本当に……

会 長 そんなこと言ってないよ。

拠点整備担当課長 それで、もちろんそういったことをお伝えしながら、守るべきものは守っていくというようなことを考えておりまして、いずれ緑化計画の段階に入りますので、そういった中でどれぐらい木がふえるかといったこともお示ししていきたいと考えております。

まちづくり担当部長 公園の位置ですが、先ほど課長も申し上げましたけれども、地元の方々と 事業者の方と区との話し合いもございましたし、そういった中で事業者サイド のいろいろ計画上の問題もあります。これは北側に公開空地を持ってまいりま すので、それとの連続性ですとか、今の阿佐ヶ谷住宅の緑は確かに囲まれてい て、考え方としてはとてもいい、団地の住民の皆様にとっては大変いいと思う のですが、やはり外部の方々からお使いになるためには、いささか住戸の前を 通っていかなきゃいけない部分もありますし、そういった意味では課題もあっ たのではないかと思っております。

住民の方々になるべく円滑にこの計画を受け入れていただいて実施に移すという事業者側の考え方、それから私どもで場所としてメインの計画道路の交差点にあるということもしんしゃくしまして、こういった形にしていると。これで全部賛成が得られたかということではなくて、大方そういった考え方で私どもいいのではないかと行政でも考えておりますし、地元との話し合いで、唐突にここに出したわけではないということをご理解いただきたいと思います。

委 員

前回の報告のときに、この計画は非常に公共負担が多いので、少し事業資金的なことで、あるいは仕組み的な、制度的な取り組みで区が支援できないかというお話をしたと思うのです。たしか部長もそれらしきご回答もあったと思うのですが、区がそういった手当てをするということを前提にしたとしたら、区としては何をこの計画で大事にしていくのか、公共負担のかわりとして考えておられるのか、あるいは現状の計画の中でこういうところがやられているのでという考えなのか、事業がこの計画で成り立っているとしたら、さらなる公共負担に対する資金、あるいは制度的な援助をするとしたら、どういうことをかわりにこの計画にプラスしていけると思っておられるのか、その辺の方針が、

> きょう出てきたところを見ると、避難人口とみどりのことで行こうとしていられるのか、ちょっとそれですと以前とあまり変わっていないなと思うのですが、 その辺の方針をお聞かせいただけたらと思うのです。

- 拠点整備担当課長 建替えに当たりましては近隣との関係をどのようにするか、どのように考えるかというようなことが非常に大きな問題ではないかと考えております。そういった観点から、現計画もいろんな検討をされたということですけれども、さらに計画の修正が求められて、そういった結果、公共的な負担が増すというような場合は支援について検討するということでして、今、反対する方々のご意見等を聞きますと、容積等の緩和についてやっぱり問題があるということをおっしゃっています。そういったことも視野に入れながら、真剣にお話し合いをしながら、阿佐ヶ谷住宅のほうにもそういった修正に応じられるかどうかをしっかり考えていただきながら、支援を考えていく必要があろうかと考えております。
- 委 員 今のご回答ですと、支援策についての方針はまだ出ていないというふうに理解して、今後出てくると考えたらよろしいのでしょうか。協議会との関係とか、 そういうことがあるということですね。
- まちづくり担当部長 今、私どもがお示ししているのは、昨年の春から夏にかけまして、それに 先立つ協議会、区が提起したわけですけれども、そういったことで半年あまり やってきた協議会の案をベースにして、それを事業者サイドから見直した案と いうふうに、端的に言って、そういった考え方と私ども区の考え方がミックス されたものだと受けとめていただければと思うのです。例えばこれは東京都の 都市計画決定の部分が非常に大きいと前回お話ししましたけれども、今、東京 都と協議をしておりまして、区の都市計画審議会のゴーサインが仮に出たとい う場合でも、東京都がだめだということになりますと、これは大ごとですので、 そういった意味で区の都市計画決定と東京都の都市計画決定の変更がうまく円 滑に一致しないといけないということです。

そういったことで東京都とも相談しているわけですが、やはり東京都は大変 慎重になっております。とりわけ周りが2階建ての住宅ですので、ボリューム、 容積の点では非常に慎重になっておりまして、そういった東京都の考え方も十 分取り入れていく必要があるだろうと思っておりまして、先ほど課長が申し上 げましたように、こういった報告をさせていただいているわけですが、計画の

進みぐあいといったものと、現実に私ども区といたしましては来年の春から夏にかけて都市計画の告示をしたいと思っておりますので、そういった日程を考えますと、やはり秋、11月から暮れにかけて最終的に諮問できるような形である程度の目鼻をつけていきたいというのがございまして、先ほど課長からもありましたが、そういった中で反対される方々のご意見も取り入れられるものはなるべく取り入れていくという考え方が一番大切ではないかと私どもとしては思っております。

そういった中で、公共負担がふえるということがあれば、今まではそういった資金的な支援は直接しないということになっておりましたけれども、それをあえて検討しようということです。

委 昌

質問というか、お願いに近いのですけれども、今お話で11月ぐらいに諮問という話でした。今までお話を聞いていて、ちょっと判断が難しいなと思うのは、何か公共事業のような感じでずっと説明がなされているところがあって、実はこれは民間の事業ですよね。ただ、区が地区計画とか、その計画づくりにいろいろ支援したという経緯があるのでということだと思いますけれども、どこまで発言できるのか。

例えば道路はこうあったほうがいいとか、みどりはこうだとか、そういう話を詳細にわたってこの出されたプランに対して物を言えるのかということと、諮問に当たって区としてはどういうスタンスでこの事業に臨み、何を獲得するから公的に関与し、地区計画等をかけるのだというその理由といいますか、そのことをちょっと明確にした上で、この審議をする余地が何があるかということについての枠組み、それをちょっと示していただければいいかなという気がしています。それがないと、何か何もかも言っていいのかという感じになってしまって、ちょっと判断に迷うところがありますので、よろしくお願いしたいと思います。これはお願いです。

まちづくり担当部長 事業者サイドはこれまで何十年もかけてできなかった建替えについての合意がようやくできたということで、それは私ども大変ありがたいことだと思っておりまして、それはとても大切にしたいと思っておりまして、先ほど申し上げた来年度の早期にということでこれまでお話ししていますが、都市計画の目鼻をつけていきたい。変更とか決定をしていきたいということですが、そういったことでいきますと、11月ぐらいに諮問できたらというのが私の願いでござ

いまして、そういった具体的なめどが立たないと、今、事業者の方がとてももたないという状況だと思います。

そういったことで、じゃ、事業者に対して何でも話をされるのかということですが、今の場合は率直にいろいろなご意見をいただければと思っておりまして、その中でおのずからこういった事業ですので、お年寄りの方も居住していらっしゃるし、企業の法人の所有者もいらっしゃるわけですが、いずれにしても一丸となってこれを進めていかないと、1人でも脱落者といいますか、拒否される方が内部にいらっしゃると全部進まないというスキームに実際なっております。そういうことで、そこは頑張れるところはいずれにしても計画の修正だとか、先ほどの緑化計画をもう少し詰められないかというお話も含めて、事業者サイドと我々は相談して、よりよい形で諮問をさせていただくということにしたいと思っています。

ただ、区は責任を持ってこの事業を支援するといいますか、単純に支援ということじゃなくて、区のまちづくり基本方針でも、良好な環境に資するような形で建替えを推進する、建替えの相談に乗るということになっていますので、周辺の方々のご意見もできる限り取り入れた形で、ここでこれがベストというふうな、あるいはそれに近い案ということで、私ども区の立場で審議会に提案をしたいと思っております。

委 員

今、答弁をお聞きして、場合によっては公的負担、支援もあり得るということを聞きまして、内心驚いているのですよ。1つは、あくまでも民間事業じゃなかったのかということが第1点。

2点目は、地区計画、あるいはまちづくり協議会ということで、可能な限り 良好な住宅を建設するために区としては手だてをつくってバックアップしてい く、ここまでは理解してきたわけです。しかし、いろんな資料を見たけれども、 過去にないほど民間事業に対して大変詳細な具体的な資料が提示されて、随分 力を入れているなというイメージを受けるのですよ。ですから、これはあくま でも区としては、前例の1つがあるのかないのか。それから、法的条件の整備、 あるいは建設条件の整備に回るのか、回らないのか。これはコペルニクス的な 転換じゃないかと思うのですよ。もし民間事業に地区計画、あるいはまちづく り協議会に区が参加して、場合によっては反対側を納得させるために税金を投 入していくというようなことは、やっぱりもっと慎重に検討すべき事項じゃな

いかと思うのですが、いかがですか。

まちづくり担当部長 今まで委員がおっしゃるように、区がこの事業に直接的な財政的支援は行わないという考え方でした。これは、容積をある程度緩和するという都市計画上の措置、そういったことを前提にしておりまして、それに加えて財政的な支援はできないという考え方が基本ですが、当時、そういった意思決定をしたときの区の財政状況、バブルが崩壊した後の非常に厳しい財政的な中で判断をしたということもございますし、今でもそういったものは大して変わらないわけですが、ほかにいろいろ再開発ですとか、それに近いような形で幾つかこういった共同化のプロジェクトにつきましては、それが良好なものであれば一定の条件をつけて補助している事例が幾つもあります。

そういったことからしますと、これだけいろいろ周辺の住民からも注文がつく、それから、我々も公的な立場からいろいろ物を申す、それから、当審議会におかれましてもいろいろなご意見がいただける。そういったことをなるべく生かそうとした場合に、やはり今までのような財政的な支援をしないということでは、恐らくバランスがとれないのではないかという考えも持っております。そういったことで、財政的な支援をすることについてはまだはっきり決めておりませんが、いずれにしましてもそういった公的な負担がこれ以上ふえるということであれば、これは考えていかないといけないというような状況だと思います。

委 員

この間、区長にお会いしましたら、私が8年間やってきて、借金は4割返したと。まだ6割残っていますということで、やはり財政状態というものに相当ウエートを置いて検討しなければいけないということがあります。

それから、やはりいろんなことが出てきても、やっぱり納税者の納得が得られるかどうか。むしろそこで対象になる人口より、対象を受けない人口のほうが圧倒的に多いわけですよね。そういうふうなことで、もう少し公的資金の使い方、あり方というものをしないと、相当納税者の立場から見ると、ちょっと区の視点が違うのではないかということが逆に出てくるのではないかということで懸念しているのですが、いかがですか。

拠点整備担当課長 阿佐ヶ谷住宅の方々は、建替えに当たりまして、よりよいまちづくりのため に道路の整備とか公園整備、あるいは避難場所の充実、そういったことをされ ようとしています。そういったために、ご自分の土地を出して床面積をとると

いうようなことで、そういった成田地域のまちづくりの課題が解決されるという方向で建替えをお願いするということで進めてきておりましたけれども、そういった中でやはり緩和はちょっと問題があるという話も聞こえておりまして、そういったことから、阿佐ヶ谷住宅の方々にとっても非常に厳しい状態になっているということはございます。そういった中で、非常に負担になるということであれば、1つのアイデアとして公金ということも考えていくこともある、そういった考え方です。

委員 厳しいというけれども、自己責任じゃないの? それを甘受するのは、事業 を起こす人々の。

それから、やはり公平、公正な行政ということで、住民に過大な期待を抱かせるということはまた1つ問題がありますので、私としてはお聞きして、より慎重にご検討願いたいと思います。

まちづくり担当部長 おっしゃるご見解はお気持ちを含めてよくわかります。ただ、先ほど申しましたように、これまで――これはかなり大きな共同化だと思います。再開発といいますか、広い意味での再開発ですね。そういったもので、今までいろいろ区でも似たようなケースといいますか、先ほど申しましたような他の事例でも、いろんな制度を使って、国や都の補助制度がございまして、そういったものを活用して支援をしてきました。ですから、そういったものとのバランスもやはり私どもとしては考えざるを得ない。これは率直に申し上げて、そういったことだと思います。

ですから、やはりこれだけのものをまとめるというのはなかなか大変なことだと私も思っておりまして、そういった意味ではいろんな形で、区も周辺の反対される住民の方々とのクッションになれればということももちろんありますので、そういったものの一助になれば、私どもも議会の議決なども当然いただけるのではないかと。まあ、決めたことではございませんが、そういったことは十分我々として打ち出していければと思っております。

委員 それではお聞きしたいのは、今もお話があった周辺住民の方の理解が得られるような努力という点では、前回いただいた資料にも、都のほうの意向としても、周辺住民の理解を得るように努力をせよという意向も示されておりますし、区としてもそうした努力をするということは書いてあります。それで、今もこれまでもお話が出ているのですけれども、具体的にどういう周辺住民の方の理

解が得られるような努力をしていくのか。

前回いただいた資料でのこれまでの経過ということを見ますと、区のほうでは昨年の8月19日に住民説明会、これは区のほうとしては2回目ですかね、やっているということで示されておりますが、それ以降のこの間の周辺住民の方々の理解を得るという点でどのような努力をされてきているのか、また、これからどのように具体的にされていこうとしているのか、ちょっと示していただきたいと思います。

拠点整備担当課長 その反対する方々に対する合意形成といいましょうか、理解をいただくということにつきましては、東京都の意向もございまして、阿佐ヶ谷住宅には積極的に話し合いをして理解を深めてもらいたいというようなことを要請しておりまして、そういった中で阿佐ヶ谷住宅に隣接する住民の方々とか、あるいは反対する方々ともテーマを絞ってお話し合いをしているといった状況です。

区といたしましても、これからこういう本審議会のご意見、あるいは区議会のご意見等も伺いながら、そういったことを阿佐ヶ谷住宅のほうにもお話し合いをしていきたいと思っておりまして、場合によっては現計画につきましても修正をしてもらうというようなことを考えながら、周辺の方々のご理解をできる限り得ていきたいと考えております。

委員 じゃ、定期的なのかどうかわかりませんけれども、ずっと話し合いはされてきていると。そうしますと、今、一番何が周辺住民の方との間で課題になっているというか、クリアしなければならないことになっているのかをもう一度明確にしていただきたい。それから、それについてどうしようとしているのか。いずれにしてもやはり慎重に進めていっていただきたいと思いますので、その点について最後伺っておきたいと思います。

拠点整備担当課長 反対する方々は、要するに容積率とか高さの緩和をするような地区計画はやめてほしいといったようなことです。そういったこととか、以前の協議会において皆さんで一生懸命検討したことにつきましても、公募委員8名のうちの7名が反対しているから、これは民意を反映していないとか、いろいろございますが、ざっと言いまして容積率、高さ等の緩和について納得できないみたいなご意見です。

じゃ、それをどうするのかということですけれども、先ほどお話ししたよう に、これから単なる話し合いだけではなくて、真剣に計画の修正も含めて阿佐ヶ

谷住宅のほうに働きかけていきたいと思っておりますし、本審議会あるいは議会等のご意見も受けながら、あるいは東京都の話を聞きながら、阿佐ヶ谷住宅と真摯に話し合いをしていって、そういった修正ができるかどうかちょっとわかりませんけれども、それに向けてやっていきたいと考えております。

委員 先ほどの緑化計画のお話の中で、ちょっと資料を拝見しますと、建物との距離とか、そういうこともちょっと緑化計画のほうには影響しているのではないかと思いますが、そこら辺はどういうふうにお考えなのでしょうか、質問です。

会 長 具体的に建物との距離……。

委員 道路からの距離。それは緑化計画に大幅に影響するはずなので、今どういう ふうにお考えになっているかということです。建物が道路いっぱいというか、 ぎりぎりまであるようなところもあるのですが、これは構想でしょうけれども、 計画者としてはどの程度で考えていらっしゃるのか。

拠点整備担当課長 建物が道路いっぱいに迫っているみたいなところを書いてございますけれど も、こういったことも含めてこれから詰めていくことになりまして、壁面後退 とか、そういったことも考えていかなくてはいけないと考えております。

委 員 じゃ、その辺、よろしくお願いしたいと思います。

会長ほかにはどうですか。

なければここら辺で終わりたいと思いますが、ちょっと私、区のご説明の仕方、最初の〇〇委員のみどりのベルトについてはちゃんと説明をされていないような気がしますし、それからいろんなことを見ていると、皆さんのご意見と区が一生懸命この中に入ってやったことの成果は、区は何もこの阿佐ヶ谷団地の建替えだけではなくて、多分周辺の居住環境にも影響するようなプラスを求めようとして、この中に積極的に介入されたのではないかというふうに見えるのですけどね。

そうは言ってこないで、東京都が責めるからとか何とかと、何で自分たちが 区として協議会に入ったとき、おれたちはこういうことを考えてやったんだと いうのをはっきり言わないのというのがちょっと不満だから、きょうあまり慌 てて答えないで、その結果、この阿佐ヶ谷住宅から見ると、実は公園が一番端っ こに見えるけれども、この地域全体から見ると、公園としてはほかのバランス でここら辺がいいと思ったからやったのだとか、合意の仕方もこの公園の場所 だけではなくてやったことがあったりね。そういうことで、今まで使っていた 発言者名 発 言 内 容

のは、多分最初に考えたときは日本住宅公団がやっていたときはこの団地だけを考えて、周りなんか知るかと。この団地だけハッピーであればいいという計画思想でやっているのを、今度の建替えのときにもう少しこの地域全体への影響を及ぼすようにするとか、何かもう少しそういう説明をしていただければと。今のは何か、区の私たちは悪者ですが、どうぞ裁いてくださいみたいな言い方をしないほうがいいと思うのだけど。

もっと地域の人たちのことを──それはただし、代理で評価していたり、代理で考慮していたことに対して、代理じゃない本当に住んでいる人たちが、いや、区が言っているだけじゃなくて、我々はこうだということも言っているのかもしれないし、そこら辺をきれいに整理していただけるといいと思うのですよね。でないと、区が一生懸命努力したこともおかしくなっちゃうし。そこまで阿佐ヶ谷住宅の人たちがやるのだけれども、もうちょっとこういうことをやれば、○○委員の言い方は、もうちょっと公共が差し伸べると、この地域全体がもう少しよくなると。要するに○○委員が言ったように、これはあの人たちだけのためなのよということじゃない理屈ですよね。周辺の地域にそういうこともあれば、どれだけいいことがあるんだというような説明をすると、もう少し明るい審議会になると思うのですけれども。(笑)

済みませんが、ちょっとこれで報告を終わりたいと思うのですけれども、課 長からさっき一言言われたけれども、どうぞ。

都市計画課長

今日欠席の○○委員から事務局のほうに質問と要望のお手紙が来ております。その取り扱いを会長のほうで皆さんに諮っていただきたいと存じますが。

会 長

そういうことですが、ここでどんな意見が出されているか言っていただいていいですか。それで、区の意見をつけていただいて。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長

では、簡潔に。

都市計画課長

私のほうから、○○委員から事務局のほうへお手紙が届いております。 5 点 ほど質問と要望がございました。

まず1点目が、区主催の成田地域まちづくり協議会の案が取りまとめられた 段階で、専門家、学識経験者としての考えが実質的にどの程度、どのように反 映されたのか、その経緯をよく知りたい。これが1点目です。

2点目が、区主催の協議会案は建替え計画案に比べまして美しい曲線の道路

の線形、配置の考え方などについて現状のイメージをよりよく受け継ぐ計画だったと思われる。事業者の建替え計画案では、事業の採算性を考えてこのように後退せざるを得なかったということなのか。それが2点目です。

3点目が前回の審議会で○○委員が発言されたように、公益性の高い事業であることから、区の公的援助を投入し、現在の阿佐ヶ谷住宅の持つすぐれた住環境を少しでも受け継ぐ方法を考えられないだろうか。特にテラスハウスの一部の保存、道路の美しい線形の補修、それにふさわしい住棟配置の追求、住戸数を少なく抑えることなど等を含めて質疑を行うことが求められている。

4番目が、都市計画審議会のメンバーの方々に阿佐ヶ谷住宅の示す建設当時の設計思想、手法のすばらしさを知った上で判断していただく必要があると思われます。そのための現地見学会をぜひ行っていただきたい。

5番目、阿佐ヶ谷住宅管理組合の内部にもさまざまな見解、考え方の違いがあると漏れ聞こえてくるが、区としてはその辺の事情をどう考えているのか。 以上5つです。

よろしければ、○○委員のこの質問等につきまして、担当課長のほうからご回答したいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 いいですよ。

拠点整備担当課長 それでは、第1点目ですけれども、両先生の考え方が実質的にどの程度反映されているのかと。どのように反映されているのかということでしたけれども、両先生には主に都市計画や建築計画の見地から指導、助言をいただいております。また、一緒に町を見ながら意見交換をしたり、後半は毎回出席していただきまして、特に模型等による検討では河野先生を中心に基盤整備、空地、建物などについてみんなで意見交換をすることができたというようなことでして、そういった中で協議会報告書をまとめることができたと考えております。

それから、2つ目の協議会案は建替え計画案に比べて美しい曲線の道路線形、配置の考え方などにおいて現状のイメージをよりよく受け継ぐ計画だったと思われると。それが建替え計画案では後退しているのかというようなご質問でしたけれども、協議会案はやはり阿佐ヶ谷住宅とその周辺の方々、学識経験者などと一緒に検討した計画案ですので、そういった考え方、協議経過を十分に尊重して、その実現を図るために検討したものがその建替え計画案です。

これにつきましては、ご指摘のように事業の採算性といったこともございま

すけれども、そのほかに安全・安心の面、それからテラスハウスに入りたいといったご要望、関係法令を遵守する、そういった観点から、現実的に実施できる計画ということでつくられたものです。

美しい曲線の道路線形等を受け継ぐということにつきましては、建替え計画 案を検討する中で、この資料にもありますけれども、A、B街区では現在の道 路の位置に合わせようとしたり、あるいは通り抜け機能を歩行者専用通路とし て計画しておりまして、また、C街区周りにつきましても美しい曲線を継承す る、そういったようなことをしながら、道の記憶とか雰囲気を残すような工夫 をしております。

それから3つ目ですけれども、公益性の高い事業であることから、区の公的援助を投入して、現在の阿佐ヶ谷住宅の持つすぐれた環境を少しでも受け継ぐ方法を考えられないだろうかというようなことでしたけれども、そういった良好な住環境を少しでも受け継ぐというような検討につきましては、先ほどもいろいろお話の中にありましたけれども、現計画を修正し、さらに公的な負担が増加するような場合は支援の検討の必要があると考えております。

また、テラスハウスの一部の保存、道路の線形の踏襲につきましては、事業 者のほうに検討を依頼している状況です。

それから4つ目、現地見学会をぜひ行っていただきたいということですけれども、審議会のご意向であれば、事務局と相談して実施してまいりたいと考えております。

それから最後に、阿佐ヶ谷住宅管理組合の内部にもいろんな見解、考え方の 違いがあるというようなことですけれども、そういったことに対して区として どういうふうに考えているのかというご質問でございました。そういったこと では、組合内部にもいろんな意見があるということは聞いております。

一方、阿佐ヶ谷住宅というのは権利者全員の合意なしには建替えることができませんので、そういった中で権利者の方々はそれぞれの事情の中で、いつ建替えができるのかわからないといった心配を非常にされているというふうに考えております。区といたしましては、そういった中で今回、地権者全員の建替え合意が図られたということを非常に重要なこととして受けとめておりまして、これを機にぜひとも建替えを実現したいと考えております。

会 長 じゃ、今のは一応○○委員に対する対応ということにしておきますが、本当

発 言 者 名 発 言 内

に例えば現地見学会をやるかどうかというのはもう一度考えて、我々としては 多分やったほうがいいのではないかと思っていますので、そういう方向で今後 運営していきたいというのが私の会長としての意見です。

一応時間が参りましたので、きょうはこの報告はこれで終了させていただき ますが、さっきからいろんな意見が出ていますので、もう少しそれがわかりや すくなるように説明を補足していただきたいですけどね。

あと、事務局からの連絡事項は何かありますか。

都市計画課長

次回の都市計画審議会ですが、10月30日月曜日の午前10時から開催を させていただきたいと存じます。日程の調整をよろしくお願い申し上げます。 事務局からは以上です。

会 長

そういう日程ですが、よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の予定議事はすべて終了いたしましたので、これで第 139回杉並区都市計画審議会を閉会にいたします。

どうも長時間、ありがとうございました。

— 了 —